

# 2025 組合員の皆様へ



根尾川筋漁業協同組合

岐阜県本巣市山口897番地  
TEL (0581) 34-2251 (事務所)  
FAX (0581) 34-2021 (事務所)  
<https://neogawa.org>

■は今年度より変更(許可の日から)

## ◆ 漁業権行使規則等法規抜粋

- ①組合員は許可以外の漁法で水産動物を採捕することは出来ない。
- ②許可証（組合員証）は常に腕又は腰に表示しなければならない。  
不携帯の人は其日の日券を購入しなければならない。
- ③許可証（組合員証）を万一紛失された場合は、1,000円の再交付料が必要となりますので、格別のご注意をお願いします。
- ④規則違反者は違約金又は過怠金を行使規則、第12条により徴収する。
- ⑤同時に2つ以上の違反したる場合はそれぞれ過怠金又は違約金を加算するものとする。
- ⑥漁業権行使規則第12条により当該漁業権を停止させることもある。
- ⑦特に悪質者と認めた場合は当組合定款第15条により除名することもある。
- ⑧違反に使用した漁具漁獲物は没収することもある。
- ⑨県の漁業調整規則違反については取締当局へ告発することが出来る。
- ⑩軽微の違反行為には違約金、過怠金の徴収を始末書又は誓約書に替える事が出来るものとする。

## ● 禁止期間

水産動物	禁止期間
あまご・いわな・しらめ漁	10月1日～翌年1月31日迄 ※但し、能郷堰堤及び上大須折越林道入口越田土橋以北より上流は、10月1日～4月14日まで禁漁
鮎 漁	組合が定めて公表する解禁日以前

## ● 全長の制限 (制限以下の水産動物を採捕した場合は速やかに放流して下さい)

水産動物	全長制限
ふ な	体長 6cm以下
う ぐ い	体長 10cm以下
いわな・あまご(しらめ)・やまめ	体長 15cm以下
鯉	体長 20cm以下
う な ぎ	体長 30cm以下

## ● 漁具・漁法の制限及び禁止

- ①水中に電流を通じてする漁法
- ②瀬干し（川干し・瀬替えを含む）
- ③ガラスびん・おけぶせ（これに類似する物を含む）※ペットボトルなど
- ④水中銃
- ⑤いかりかけ・もり・ひし・やす 1月1日～8月15日迄禁止
- ⑥濁りすくい（漁具はさてに限る） 6月1日～7月31日迄禁止
- ⑦ガリ 金原ダムより上流 8月31日迄禁止  
金原ダムより下流 9月30日迄禁止  
(但し、組合が定めて公示する日まで友釣専用区内禁止)
- ⑧鮎釣でのリールの使用（使用可能区域あり）

## ● 禁止事項

- ①毒物（薬品・毒草）の使用
- ②重機を使用しての漁法
- ③アクアラングで空気使用の場合
- ④かんてら・ガス灯・懐中電灯以外の灯の使用禁止（油類・タイヤ・液化ガス等）
- ⑤タイヤチューブ・ボート其の他の乗物は舟とみなし、舟鑑札所持者はその限りでない。
- ⑥ヤスにゴムをかけたもの
- ⑦ドンコ・ビンカの卵の採捕は禁止

## ● 制限事項

1. 舟の乗員は先ず組合員であって舟網の鑑札を受けているもの1名を含め乗員は4名までとする。同乗者3名について組合員であること、但し鮎網以上の賦課金納入者でなければならない。（ライフジャケット等、救命胴衣着用のこと。）
2. 竿での漁法の制限
  - ①蚊釣の針数の制限 7本までとする（蚊釣以外の針は、ガリとみなす）
  - ②友釣の仕掛けの針数の制限 針数4本まで、全長15cm以内
  - ③鮎のエ釣、籠釣 8月15日迄禁止
  - ④ヤナのヒマエの禁漁区については現地のそれぞれの実状から規程にはめ難いので相互の良識によること
  - ⑤竿の使用は1人1本と限定する
  - ⑥ガリ漁法でのワイヤ製糸の使用禁止

鮎ルアー使用可能区域	
区 域	期 限
①東谷川の樽見堰堤から上流板屋堰堤まで(鮎ルアー専用区)	組合が定めて公表する期間 ※8月13日～友釣可
⑪板屋谷川の東谷川との合流から上流跡橋まで(使用可能区域)	組合が定めて公表する期間
根尾川大橋から上流山口用水堰堤下流端下流270mまで	5月11日～12月31日まで
金原ダムから上流全域(ただし、友釣専用区期間中は禁止)	8月13日～12月31日まで

ルアー&フライ専用区	
区 域	期 限
②藪川橋上流端から上流高屋西堰堤まで	4月30日まで(ただし4/1～各堰堤禁漁区に注意)
③東谷川の初鹿谷との合流から上流岩井谷橋まで(C&R区間)	2月1日～9月30日まで

友釣専用区(ガリ周年禁止)	
区 間	期 限
④大野橋上流端から上流山口用水堰堤下流端下流270mまで	5月11日～組合が定めて公表する日まで
⑤山口妙連水量計から上流赤石堰堤下流端まで	組合が定めて公表する日～10月15日まで
⑥菅瀬川との合流から上流樽見鉄道木知原鉄橋下流端まで	組合が定めて公表する日～9月30日まで
⑦神坂ポンプ小屋から上流樽見鉄道伊ノ前鉄橋下流端まで(送電線禁漁区は除く)	組合が定めて公表する日～10月15日まで
⑧開運橋上流端から上流西谷川淡墨橋上流400mまでと東谷川市場橋下流端まで	組合が定めて公表する日～9月30日まで

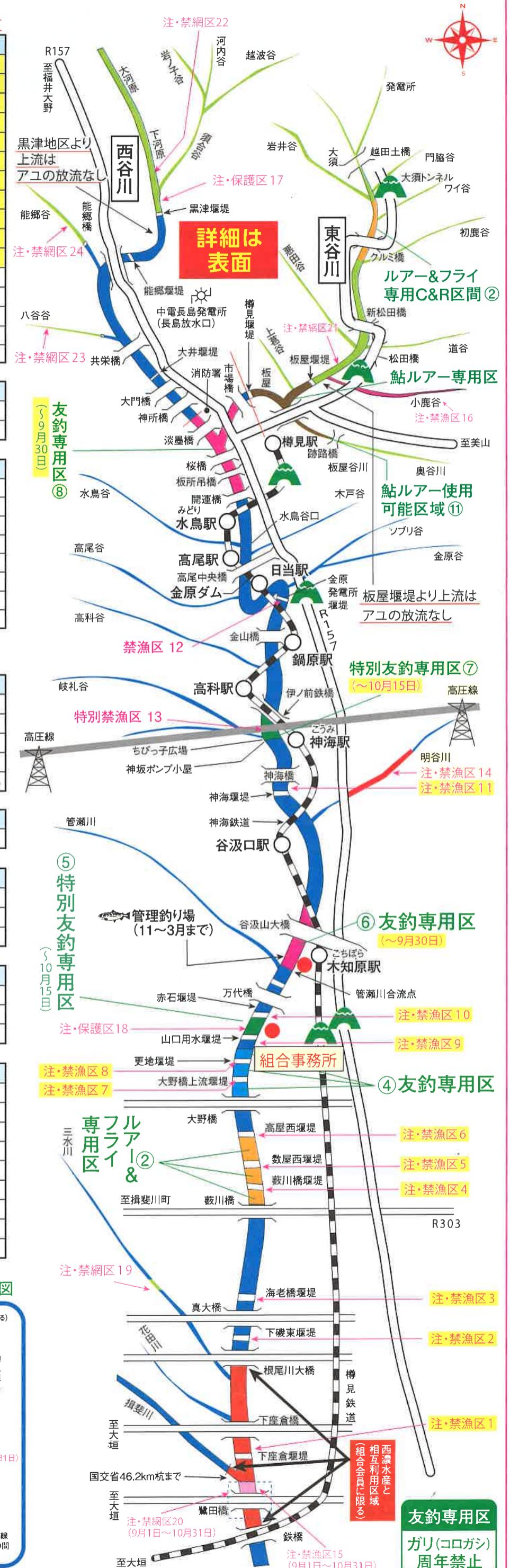
あまご・しらめ漁解禁	
区 間	期 限
下座倉堰堤から上流西谷川能郷堰堤までと東谷川越田土橋まで	2月1日～9月30日まで
西谷川能郷堰堤より上流域と東谷川越田土橋より上流域	4月15日～9月30日まで



3. ます網漁法の制限  
ます網漁法使用に際して、その周辺に釣り人ありたる場合は妨害等の行為は禁止する。特に悪質者と認めた場合は漁業権を停止することもある。
4. 釣・網業・漁法にかかわらず、本人以外の場所取りは禁止する。(目印・網張等、場所取りを目的とする)
5. 特殊漁法の場合、組合が発行したプレートは必ず提示し、紛失した場合は、自費とする。
6. 卷網漁法以外の漁法で、網で寄せる行為は禁止。
7. 登り落、登り栓、いしこ引漁法は山口用水堰堤下流は5月11日、山口用水堰堤より上流は友釣解禁日からとする。(ただし釣専用区間は禁止)
8. 準組合員は特殊鑑札の取得、手伝い等は出来ない。

◆ お願い | 最近、友釣の仕掛け針及び、ガリ釣針の放置並びに竿振りに依る人身事故多発の恐れがあり、使用に際しては充分注意して下さい。  
又、万一事故が発生しても当組合は一切責任を負いませんのでご注意下さい。自分以外の方にも安全に気を付けて、楽しい釣りを心がけましょう。

# 岐礼特別禁漁区（左図11）は危険ですので必ず守って下さい。



## ◆ 禁漁区・保護区・禁網区

(下記の区域及び期間は、全ての水生動植物の採捕を禁ずる。)

### ● 禁漁区

区域		期間
1	根尾川の下座倉堰堤下流端から上流50mまでの区域	4月1日～6月21日迄
2	根尾川の下磯東堰堤下流端から上・下流50mまでの区域	4月1日～6月21日迄
3	根尾川の海老堰堤下流端から上・下流50mまでの区域	4月1日～6月21日迄
4	根尾川の蔽川橋堰堤下流端から上・下流50mまでの区域	4月1日～6月21日迄
5	根尾川の数屋西堰堤下流端から上・下流50mまでの区域	4月1日～6月21日迄
6	根尾川の高屋西堰堤下流端から上・下流50mまでの区域	4月1日～6月21日迄
7	根尾川の大野橋上流堰堤下流端から上・下流50mまでの区域	4月1日～6月21日迄
8	根尾川の更地堰堤下流端から上・下流50mまでの区域	4月1日～6月21日迄
◎ 9	山口用水堰堤上流90mから下流端下流270mまでの区域	4月1日～6月21日迄
10	根尾川の赤石堰堤上流端から上・下流50mまでの区域	4月1日～6月21日迄
11	根尾川の神海堰堤上流端から上・下流50mまでの区域	4月1日～6月21日迄
◎ 12	根尾川の金原発電所堰堤上流110m・下流600mまでの区域	4月1日～9月30日迄
13	根尾川の右岸、揖斐郡揖斐川町谷汲岐礼と、本巣市神海を結ぶ中部電力高圧線100m・下流50mの区域	1月1日～12月31日迄
14	明谷川の湯ノ子公園から下流新井水湖堰堤までの区域	1月1日～12月31日迄
15	瑞穂市大月字藤森25の1地先から下流鶴田橋迄の間	9月1日～10月31日迄
16	小鹿谷全域	1月1日～12月31日迄

### ● 保護区(ウゲイ)

区域		期間
17	根尾川黒津橋より越波谷と大河原谷の合流点の間	4月1日～5月31日迄
18	根尾川タカの糸禁漁区標識より上・下流100mの区域	4月1日～5月31日迄

### ● 禁網区

区域		期間
19	三水川の三水橋から下流稻荷橋までの区域	12月1日～5月31日迄
20	瑞穂市大月藤森25-1地先から同市中宮江東379-1地先までの区域	9月15日～10月31日迄
21	東谷川の樽見堰堤より上流全域	1月1日～12月31日迄
22	西谷川の黒津堰堤より上流全域	1月1日～12月31日迄
23	八谷谷の一つ目の堰堤上流端より上流全域	1月1日～12月31日迄
24	能郷谷の一つ目の堰堤上流端より上流全域	1月1日～12月31日迄
	糸貫川のモレラ入り口都築橋から下流新糸貫橋まで	1月1日～12月31日迄
	犀川の本巣市下真桑1415-1地先から本巣市民文化ホール西のひ門まで760mの区域	1月1日～12月31日迄

◆ あゆ・あまご・いわな漁の解禁について（禁漁区・保護区・禁網区）に注意

### ● 友釣

区域	期日	時間
揖斐川樽見鉄道から上流根尾川大橋まで（組合員に限る）	6月1日	午前零時
根尾川大橋上流端から上流山口用水堰堤下流端270mまで（組合員に限る）	5月11日	午前零時
根尾川の山口用水堰堤上流90mから下流端下流270mまで	6月22日	午前零時
根尾川山口用水堰堤90m上流から西谷川能郷堰堤までと東谷川樽見堰堤まで	組合が定めて公表する日	午前零時
西谷川の黒津地区より上流と東谷川の板屋堰堤より上流	アユの放流なし	

### ● あまご・いわな・ます(釣)

区域	期日	時間
山口用水堰堤下流端下流270mから上流山口用水堰堤上流90mまで	7月1日	午前零時

### ● 蚊釣

区域	期日	時間
揖斐川樽見鉄道から上流根尾川大橋まで（組合員に限る）	6月1日	午前零時
根尾川大橋上流端から上流山口用水堰堤下流端270mまで	5月11日	午前零時
根尾川山口用水堰堤下流270mから上流黒津地区まで	7月1日	午前零時

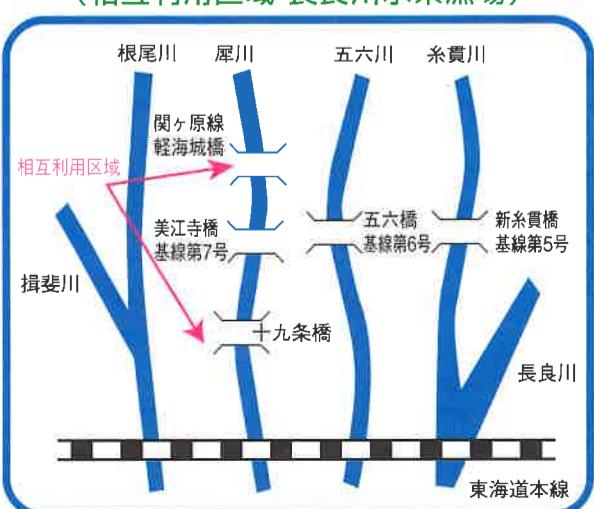
### ● ガリ

区域	期日	時間
根尾川大橋から上流金原ダムまで	10月1日	午前零時
金原ダムより上流全域	9月1日	午前零時
揖斐川樽見鉄道から上流根尾川大橋まで（組合員に限る）	9月1日	午前零時

### ● 網漁※禁漁区に注意

区域	期日	時間
根尾川大橋より上流大野橋まで	6月1日	午前8時
揖斐川樽見鉄道より上流根尾川大橋まで	6月8日	午前8時
大野橋上流より山口用水堰堤下流端下流270mまで	組合が定めて公表する日	午前8時
山口用水堰堤下流端下流270mから上流山口用水堰堤上流90mまで	7月1日	午前8時
山口用水堰堤上流90mより上流全域（但し、友釣専用区、禁漁区、禁網区には注意）	8月13日	午前8時
妙連水量計より上流赤石堰堤下流端まで	10月16日	午前8時
管瀬川との合流から上流樽見鉄道木知原鉄橋下流端まで	10月1日	午前8時
神坂ポンプ小屋より上流樽見鉄道伊ノ前鉄橋下流端まで	10月16日	午前8時
開運橋上流端から上流西谷川淡墨橋上流400mまでと東谷川市場橋下流端まで	10月1日	午前8時

(相互利用区域・長良川水系漁場)



西濃水産と相互利用区域明細図

